

コンサートやイベント等を計画される際は、以下のことに注意してください。

興行場法（昭和 23 年 7 月 12 日 法律第 137 号）において、次のように定められています。

「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設が対象になります。

岡山市内で業として興行場の経営を行う場合、岡山市保健所長の許可が必要になります。営業を開始する前までには必ず許可を取得してください。

反復継続の意思を持ち、且つその行為が社会性を有している場合は、許可の対象となります。（特定の人だけが対象である場合や無料奉仕的なものも含まれます。）

また、一定期間のみの興行や仮施設での興行についても許可が必要となる場合があります。ただし、以下の場合は許可が不要です。

○興行場としての使用が、月 4 日間程度の場合

○展覧会、博覧会としてその施設を使用する場合（主たる目的が知識の普及及び会得に限られます。ただし、その会場内に施設を設け演劇、演芸を行う施設については許可が必要と考えます。）

※ 許可を受けるには、岡山市興行場の衛生措置基準等に関する条例（平成 24 年 9 月 28 日 市条例第 53 号）に規定する構造基準を満たす必要があります。また、手数料が必要です。（常設の場合 23,000 円、仮設の場合 7,300 円）



許可の必要性及び構造基準等の確認等は、下記までお問い合わせください。

岡山市保健所衛生課環境衛生係（外線：086-803-1258、内線：5225）